
日本海軍における海軍大学校の教育改革とその成果の継続 ——「軍政学」の観点から——

山口 昌也

<要旨>

海軍大学校（以下「海大」）の教育改革の主導者である坂本俊篤は、新たな海大の「教科」を「戦術戦略」と「軍務軍政」に大別する。そして、憲法とその規定に基づいた陸海軍の組織制度・会計事務に関する「知識」を学生に獲得させるため（＝教育目的）、「軍務軍政」の新科目として「軍政学」を創設した。さらに坂本は、「軍政学」の教授方法を、あくまで軍事行政を中心にすえ、この関連範囲で憲法や国家経済の原則について教授するように設定する。

「軍政学」の教育目的の達成は、それに必要な教授方法に関する知見が坂本個人に属し、組織的に共有・蓄積されていなかったため、坂本の引退とともに継続不能に陥った。これ以降の「軍政学」は、各担当教官の経験と知見によって教育のありかたが変化していたゆえ、不安定である一方で画一的なものとはならず、時代の趨勢に応じた、海軍の行政実務における学生の即戦力化に資する教育の展開もみられたのである。

はじめに

日清・日露戦間期の日本海軍は、坂本俊篤という主導者の下、将来の海軍指導者を養成する海大教育のありかたについて模索し、大規模な教育改革を実施する。坂本は、新たな海大の「教科」を「戦術戦略」と「軍務軍政」に大別し、改革を進めた¹。

しかし、昭和期海大の特質について分析した高橋秀典によれば、海大は時日の変遷とともに、授業時間数のほとんどを「戦術戦略」に関する科目が占めた上、「戦術戦略」においても、「狭義の『戦略』教授を中心とした進歩のないもの」となる²。軍事組織がいかに問題解決の方法論を制度として定着できるか、について検討した北川敬三は、坂本の改革を契機に海軍は海大を中心として、戦略と戦術をつなぐ「戦務」とい

1 篠原宏『海軍創設史—イギリス軍事顧問団の影—』（株式会社リポポート、昭和61年）399–405頁。

2 高橋秀典「昭和期海軍大学校の特質」『史叢』第52号（平成6年3月）27–47頁。

う「思考の方法論」の確立を目指したものの、この「画期的な方法論」を継続できなかったとした³。この「画期的な方法論」を「継続」できなかった理由について、海軍の「戦争観、用兵思想」の観点から研究した岩村研太郎によれば、日露戦争以後の海軍は、「戦争全体に軍がいかにかに寄与するかという」「大乘的な考え方」ではなく、「軍備充実の根拠を求めるといふ」「小乗的な思考に陥ってしまった」ため、継続できなかったと指摘する⁴。

かくして海大の教育改革とその成果の継続に対する評価は、坂本の大別した「教科」でいえば、「戦術戦略」系統を中心になされてきた。

このような中、日中戦争勃発後の昭和戦時期に海大教官であった実松讓は、海大教育を語る上で「とくに触れておかなければならぬこと」として、次のように述べている。すなわち、たしかに、海大教育の「最大の欠陥」は、「軍事の末端にはしつた“戦争屋”づくり」にあった。しかし、日清・日露戦間期、海大教頭・校長として、その教育改革を進めていた坂本は、「他日、行政方面の枢要な地位につく人はもちろん、高級指揮官になるものとても、ひろい見識と、ゆたかな教養を身につけさせる」という目的から、新科目「軍政（軍事行政）」を創設していたのである、と⁵。

このように実松は、他の先行研究において十分に着目されていない「軍務軍政」系統の、「軍事の末端にはしつた“戦争屋”づくり」とは対照的な新科目の存在について、言及している。そして、この新科目の目的達成が日露戦争以降、継続不能に陥ったことを示唆した。

しかし、実松は、新科目の目的達成の継続が、いついかなる理由によって不能に陥ったのか、継続不能に陥った後の新科目の教育がいかなる状態となったのか、について解明できていないのである。

よって本稿は、第一に、坂本の指導下における新科目の創設経緯と坂本が設定した教育目的、およびその達成に必要であった教授方法について検討する。第二に、坂本の引退以降（大正元年待命、大正2年予備役編入）における新科目の教育実態を分析する。そして最後に、本稿の内容を総括し、新科目の目的達成の継続は、いついかなる理由によって不能に陥ったのか、継続不能に陥った後の新科目の教育はいかなる状態となったのか、について答えていく。

なお、本稿における「軍政」とは、大日本帝国憲法第12条および同11条の規定による、

3 北川敬三『軍事組織の知的イノベーションドクトリンと作戦術の創造力―』（勁草書房、令和2年）5、65–67頁。

4 岩村研太郎「日本海軍における改革の継続性の阻害要因―現代の軍事組織に与えるインプリケーション―」『海軍戦略研究』第8号（平成31年1月）18–42頁。

5 実松讓『海軍大学教育―戦略・戦術道場の功罪―』（光人社NF文庫、平成5年）183、269–270頁。

軍事に関する国務と統帥の一部を指す。「占領地行政」の意味では用いない⁶。

また、本稿の引用史料中、仮名遣いは原則原文のまま、〔 〕は筆者によるものである。特段断りがない限り、旧字は新字に改め、適宜読点を補った。

1. 坂本俊篤の指導下における新科目の教育

(1) 新科目の創設経緯と教育目的の設定

日清戦争後、海軍を実質的に指導していた、海軍省軍務局長山本権兵衛は、軍艦の整備のみならず、海大の教育改革の必要を認識し⁷、のち海軍教育の総帥・教育本部長となる坂本俊篤にその改革を委ねた⁸。

明治30(1897)年4月、坂本は、山本に対する報告書の中で、海軍将校の「二大要務」として、「海軍用兵」と「軍政区処」をあげる⁹。また坂本は、別の報告書において、新たな海大の「教科」を「戦術戦略」と「軍務軍政」に大別した。「戦術戦略」では、艦隊や兵員の指導に必要な砲術・水雷・機関などといった、「戦術」の研究に必要な事項を学修させるとする。「軍務軍政」においては、「軍政ノ組織並ニ国際公法、海上公法」などといった、軍事に関する行政事務に必要な事項を学修させるとした¹⁰。すなわち、坂本は、海軍将校の「二大要務」を念頭に、新たな海大の「教科」を「戦術戦略」と「軍務軍政」に大別したのである。

このように、「戦術戦略」と「軍務軍政」を並列させるという理念は、坂本が調査し

6 秦郁彦『日本陸海軍総合事典』第2版(東京大学出版会、平成23年)725頁;防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 陸海軍年表 付兵語・用語の解説』(朝雲新聞社、昭和55年)339頁。

7 海軍大臣官房『山本権兵衛と海軍』(原書房、昭和54年)99-102頁。

8 これについて、坂本の下で久しく海大教官をつとめた、海軍大将鈴木貫太郎は、坂本が山本によって早くから「漢学の素養豊かに、文藻の勝れたる人材として」「着目」されていたと回想している。太田阿山『男爵坂本俊篤伝』(東亜協会、昭和17年)69頁参照。句読点はそのまま引用した。また、坂本には、2度の海大教官の勤務経験があった(秦『日本陸海軍総合事典』第2版、213頁参照)。

9 海軍教育本部『帝国海軍教育史』第7巻(原書房、昭和59年)「備考文書」(以下、第7巻については同じ)128頁。

10『帝国海軍教育史』第7巻、192頁;山口昌也「日清・日露戦間期における『海軍大学の父』坂本俊篤の教育改革」『國學院雑誌』第122巻第3号(令和3年3月)17-33頁参照。

た欧米各国中、最も高く評価した仏海大にも確認できず¹¹、坂本の独創によるものと考えられる。坂本には、「国際公法」などの研究に裏打ちされた海軍における「公法学者」としての学識があった¹²。上述の理念は、この坂本の学識に立脚したものであったと考えられよう。

「軍務軍政」の新科目が、「軍政学」(実松のいう「軍政(軍事行政)」)であった。坂本は、「軍政学」の創設当時に次のように回想している¹³。

大学校の学科の中に、軍政学と云ふ講座を創めた。其れは此れから軍部の首脳となる者は、只戦略戦術と云ふようなもの計りを研究して居つたのでは物足りない。他日行政部の枢要の地位に就く人達のために、相当の知識を涵養せしむることが極めて必要であると考へた。

そして、坂本によれば、坂本が海大嘱託教授の法学者有賀長雄に「相談」したところ、有賀はすぐに筆を執って「先づ天皇、国务大臣、枢密顧問官、帝国議会と云つたような具合に立所に」書き上げたという¹⁴。

かくして坂本は、前述の理念の下、将来海軍省などの要職に必要な「相当の知識」を学修させる「軍政学」を創設したのである。

では、「相当の知識」とはいかなるものであったのか。

坂本は、明治30(1897)年10月、海大教頭心得に就任した(同年12月同教頭就任)¹⁵。

11 明治30年5月、坂本は、海相西郷従道に提出した「欧州列強海軍ノ現況並ニ命ヲ受ケ実視セル仏国海軍大学ノ創始ニ就テ所見報告」の中で、「設立旨意ノ明確ナルモノハ米国及仏国ノ海軍大学ヲ推ササル可ラス」とした。そして、とりわけ「戦術戦略ヲ考究スルヲ以テ学問ノ骨髄トナシ之ヲ専攻スルヲ以テ目的トナシ一学問ヲ組織スルモノ今般仏国ニ於テ創始セル海軍大学ノ如キモノ他ニアルコトナシ」と指摘する。実際、添付された「仏国海軍大学校条例」の「第二条」「海軍大学設立ノ旨意」には、「第一」「近世海軍戦術ニ係ル問題ヲ講習ス」、「第二」「多数ノ海軍士官ヲシテ他日指揮官ニ任スルノ其責務ニ係ル諸般ノ問題ヲ考究ス」とあった。しかし、「今回各邦処在海軍大学ノ教示ノ要領ニ付テ推問多シ、而モ其教示ハ甚タ模稜ニシテ未タ仏国大学ノ如ク教示ノ判明ニシテ旨意ノ貫徹セルモノ遂ニ他ニ其比類ヲ見ス」とあるように、海大評価の上で坂本が最も重視したのは、「戦術戦略」の「考究」というよりも、教育理念が明確で一貫している点であった。『帝国海軍教育史』第7巻、159-160、166頁。

12 太田『男爵坂本俊篤伝』69頁。「公法」とは、憲法・行政法・国際法などを指す。後年坂本は、この学識を買われ、ハーグの国際会議「随員」やロンドンの海戦法規会議「帝国全権」として出席している(同上、69、412、414頁参照)。

13 坂本俊篤「有賀博士の追憶」『外交時報』第46巻第6号(昭和2年)99頁。句読点はそのまま引用した。有賀が海大の嘱託教授となったのは明治29年10月29日であった。これより先の同月24日、海大校長東郷平八郎は海相西郷に対し「教授嘱託之件ニ付上申」していわく、「国際公法授業ノ義是迄教官清水市太郎ヲ以テ教授為致居候処、同人義病氣ニ付報酬金月額参拾円ヲ以テ諸法ノ教授ヲ嘱託致シ度候間至急御認許相成度」と。有賀には清水という前任者がいたため、坂本の回想にある「最初の国際公法の講師」は坂本の記憶違いである。防衛省防衛研究所所蔵「職員進退録 巻10止 武文官 其他 明治29年」(請求記号：海軍省、職進録、M26-10-86)1435(史料端に印刷された番号。史料自体の頁にあらず)参照。

14 坂本「有賀博士の追憶」99頁。

15 海軍歴史保存会『日本海軍史』第9巻・将官履歴(上)(第一法規出版、平成7年)250頁。

これより先の同年9月、海軍大学校条例など関連諸法規が相次いで改正されるとともに、海軍大学校教程が制定された¹⁶。同教程において「軍政学」は、甲種学生の科目として正式に定められる¹⁷。翌年5月、「軍政学」の具体的な科目内容が、第1編「国法大意」、第2編「海軍軍制」、第3編「陸軍軍制」の3編構成で規定された¹⁸。「軍政学」の内容は、次のように広範囲におよぶものであった。

第1編「国法大意」は「総論国家ノ本義」に始まり、天皇や政府、法制権、行政権、臣民というように、大日本帝国憲法に関するものである。

第2編「海軍軍制」は「編制」と「経理」に大別された。「編制」は、軍艦・艦隊・各兵団といった「兵力ノ組織」、海軍省などの行政組織、兵役、人事、教育、司法、戒厳、徴発、運輸、通信などとある。「経理」の構成内容は、金銭・物品会計、金銭給与などであった。この第2編の内容は、主として海軍省の職掌に関連する内容といえる¹⁹。

第3編「陸軍軍制」は、陸軍の兵力の編制および「出師準備」、行政組織、軍人の種類、階級・教育・補充、「軍隊給養」についてである。

かくして「相当の知識」とは、大日本帝国憲法と（＝第1編）、その規定に基づいた陸海軍の組織制度（＝第2編の「編制」と第3編）、および会計事務（＝第2編の「経理」）に関するものであった。ゆえに、坂本の設定した「軍政学」の教育目的とは、憲法とその規定に基づいた陸海軍の組織制度・会計事務に関する「知識」の獲得、といえよう。

以上のように、坂本は、海軍将校の「二大要務」を念頭に、新たな海大の「教科」を「戦術戦略」と「軍務軍政」に大別した。「軍政学」は、「戦術戦略」と並列した「軍務軍政」の新科目として創設される。坂本の設定した「軍政学」の教育目的とは、憲法とその規定に基づいた陸海軍の組織制度・会計事務に関する「知識」の獲得であった。

（2）目的達成の継続

さらに坂本は、教育目的の達成に必要な教授方法を設定していく。

明治31（1898）年12月、教頭坂本は、校長東郷平八郎に対し、「軍政学」創設後初めての学生卒業に臨み、「意見」を提出した²⁰。この「意見」によれば、「軍政学」は、「学

16 海軍教育本部『帝国海軍教育史』第5巻（原書房、昭和58年）645-661頁。

17 同上、655頁。

18 同上、671-676頁。

19 たとえば、大臣官房人事課においては、「武官文官」の「人事」などを管掌した。海軍省の中核である軍務局では、「艦隊軍隊」の「編制」や「教育、訓練、演習」、兵員の「徴募」、「懲罰」などを管掌する。そして、経理局の管掌事項は、「予算決算」や「会計給与」などであった。秦『日本陸海軍総合事典』第2版、516頁参照。

20 『帝国海軍教育史』第5巻、681頁。教頭は「教務ヲ整理シ學術及教授上ノ得失ヲ考察シ意見アルトキハ之ヲ校長ニ具申」できた。海軍大臣官房『海軍制度沿革』巻2（原書房、昭和46年）536頁参照。

科ノ範囲」が「広汎」であるため、複数の教官で「国法・軍制・經理ノ三科」を分担した結果、相互の関連が不明確になったという²¹。

翌年3月、海軍大学校内則が改正される²²。その第9章「教授要旨」には、科目ごとに具体的な教授方法が示されていた。教官はつねにこの「教授要旨」に規定された内容を遵守しなければならなかった²³。この中で「軍政学」は新たに、「国法」・「軍制」・「經理」の三部に分けられる²⁴。

「国法」は、憲法の要領および国家の編制などであり、あくまで「軍政学ノ考究ニ資シテ」、将校としてまず会得しなければならない「要旨」について教授されるものであった。

「軍制」は、「軍政学」の「骨子」であり、憲法上の諸原則に基づき発動する軍政諸機関の権限などを学生に理解させようとするものであった。そして、この「軍制」では主に海軍について説くが、陸軍の「特異」な陸軍編成法・補充法・教育法や、諸外国の軍政事項などについても、教授するものとされる。

「經理」においては、経済学における一般原則の概論や国家歳出入総論、会計給与など、あくまで「軍政ヲ総理」するにあたって「最モ其必要ナル事項」を「簡抜」して教授するとした。

かくして坂本は、「軍政学」の教授方法を、あくまで軍事行政を中心にすえ、この関連範囲で憲法や国家経済の原則について教授するように設定する。

それでは、この方法によって、「軍政学」の目的達成は継続したのか。

日露戦争前後の「軍政学」に関する史料の乏しい中、明治43(1910)年、甲種学生に在籍していた岸井孝一の提出した卒業試験答案に、「軍政学」に関するものがある。

岸井は、この答案の中で、「軍事費ノ憲法上ノ地位」について、次のように論じている。憲法上規定された「天皇ノ大権」(=陸海軍の統帥や編制、常備兵額の決定など)であっても、その「行使」に必要な「軍事費」は「議会ノ協賛」を得なければならない。国家の経済力に見合わない「軍事費」の支出は「国ヲ傾クルノ因」となるからである、と²⁵。このように岸井は、「軍事費」について、憲法や国家経済の原則と関連づけて論じたのである。明治43(1910)年時点で、坂本は、海軍教育全体の指導者である海軍教育本部長の地位にあった²⁶。少なくともこの時点まで、「軍政学」の目的達成は、

21『帝国海軍教育史』第5巻、684頁。

22 同上、700頁。696頁によれば、同日に海軍大学規則も改正されているとわかる。

23 同上、713頁。

24 同上、714-715頁。

25 防衛研究所蔵「海軍大学校甲種学生第8期 国法試験答案」(請求記号：⑦教育、学校、学校1(海大)、238)。永野修身と海軍兵学校・海大同期。

26 秦『日本陸海軍総合事典』第2版、214頁。

坂本の指導下で、坂本の設定した教授方法によって継続していたといえよう。

では、このような教授方法は、いかなる教官が担ったのであろうか。

上述の課題を与えた教官は不明である。しかし、明治38(1905)年1月から翌年1月までの間、「軍政学」担当教官は、海軍大佐太田三次郎が務めていたとわかっている²⁷。太田と同時期に海大教官を務めていた、海軍大将鈴木貫太郎は、坂本が教官として海軍内外から「優秀の器」の者を招聘していたとし、島村速雄（のち海軍軍令部長、元帥）や加藤友三郎（のち海相、首相、元帥）などとともに、太田の名前をあげている²⁸。また、明治39(1906)年1月から甲種学生に在籍していた、海軍大将山梨勝之進は、海相山本権兵衛が海軍政策の立案に際し起用した人物として、のち『帝国国防史論』を著す海軍中将佐藤鉄太郎とともに、太田をあげた。山梨によれば、太田は、山本の命により、「法制の上から日本海軍の行政的な面の政策」を研究していたという²⁹。さらに、明治末年の陸海軍に対する世評においても、海相山本が太田の「軍政」に対する「造詣」の深さを評価し、起用したとある³⁰。

このような太田の事例は、坂本の指導下における目的達成の継続が、「軍政学」担当教官として相応の「知識」をもった教官の就任によって、実現していたことを物語っている。

以上のように、坂本は、「軍政学」の教授方法を整理し、あくまで軍事行政を中心にすえ、この関連範囲で憲法や国家経済の原則について教授するように設定する。この教授方法による目的達成は、坂本の指導下で、「軍政学」担当教官として相応の「知識」をもった教官の就任によって、明治末年まで継続していたのである。

では、この成果はこれ以降も継続できたのであろうか。

2. 坂本の引退以降における「軍政学」教育

(1) 坂本の引退と教官一任のはじまり

海軍中将井上継松は、海軍兵学校同期の山本五十六が、大正10(1921)年12月に

27 同上、193頁：太田『男爵坂本俊篤伝』69頁。

28 太田『男爵坂本俊篤伝』69頁。

29 山梨勝之進『歴史と名将—戦史に見るリーダーシップの条件—』（毎日新聞社、昭和57年）91頁。

30 鶴崎鷺城「薩の海軍・長の陸軍」木村毅『明治文学全集92 明治人物論集』（筑摩書房、平成25年）134頁参照。たしかに、この鶴崎の「薩の海軍・長の陸軍」には、「帝国海軍の腐敗」を演説して「免官」となった太田三次郎が「序」を寄せているため、太田の高評価は多少割り引く必要がある。しかし、鈴木や山梨の回想と勘案すれば、太田の「軍政」に対する「造詣」の深さは、全くの事実誤認でもなからう。

「軍政学」担当教官に就任するまでの海大教育について、次のように回想している³¹。すなわち、海大は、遅くとも井上と山本が海大学生であった大正2、3(1913、1914)年頃までには「戦略戦術に偏重」していた。そして、「軍政学」における教育は、「複雑多岐」で、「果して何を修得し得たのか記憶もないという」混沌とした状態であった。これは、「軍政学が軽視」されていたためではなく、「むしろ軍政学の教授が極めて困難であった」ため、「適任の教官が甚だ少なかった点に起因したものと思わざるを得ない」と。

前述のごとく、坂本は、海大学生は「戦術戦略」だけではなく「軍務軍政」も学修すべきと考えていた。「軍政学」の教育が混沌状態にあったにもかかわらず、「軽視」されなかったのは、この理念の定着を物語る。

しかし、「軍政学」は、大正2、3年頃までには、「適任の教官」がえられなくなっていた。明治41(1908)年に坂本が海大校長の兼任を解かれ、教育本部長専任となつてから、大正元年の待命までの間(大正2年予備役編入)³²、海大校長であった5名はいずれも「軍政学」教育を受けた経験がない³³。また、大正元年から山本の教官就任(大正10年)までの、教育本部長7名と海大校長6名も、「軍政学」教育を受けた経験がなかった³⁴。ゆえに、「適任の教官が甚だ少なかった」という井上の証言は、坂本の待命(実質的な引退)とともに、「軍政学」担当教官に対し、教育目的とその達成に必要な教授方法の徹底がなされなくなったことを意味していよう。換言すれば、坂本は、待命になるまで、「軍政学」担当教官に対し、自ら設定した教育目的とその達成に必要な教授方法について、指導しつづけていたのである。

かかる中、「軍政学」担当教官に自ら進んで就任したのが、山本五十六である³⁵。山本の就任当時の「軍政学」は、井上によれば、「先輩の遺稿の如きも殆ど見るべきものもなく、否むしろ皆無と言って良い様な有様」であった³⁶。坂本の設定した教育目的とその達成に必要な教授方法は、海大において共有・蓄積されず、少なくとも山本就任当時には失われていたのである。その上山本は、上述のように、海大学生の時、「軍政学」において混沌状態の教育を受けていたため、「果して何を修得し得たのか記憶も」なかった。

31 反町栄一『人間 山本五十六—元帥の生涯—』(光和堂、昭和56年)240頁。

32 秦『日本陸海軍総合事典』第2版、214頁。

33 この5名は島村速雄(同上、217頁)、川島令次郎(200頁)、吉松茂太郎(266頁)、山屋他人(264頁)、八代六郎(258頁)。校長一覧は、同上、457頁参照。

34 教育本部長7名(8代)は、吉松茂太郎(同上、266頁)、島村速雄(217頁)、名和又八郎(234頁)、加藤定吉(195頁)、有馬良橘(180頁)、村上格一(257頁)、野間口兼雄(240頁)。海大校長6名は八代六郎(258頁)、吉松茂太郎、山屋他人(264頁)、伏見宮博恭王(247頁)、佐藤鉄太郎(212頁)、加藤寛治(196頁)。

35 反町『人間 山本五十六』240頁。

36 同上、240-241頁。

では、山本は、いかなる教育を実施したのか。

山本は、担当教官に就任する前、海軍省軍務局での実務経験だけではなく（大正6年から8年）、米国留学中（大正8年から10年）、航空機などについて研究していた³⁷。また、山本が担当教官に就任する7ヶ月前の、大正10（1921）年5月、海軍省軍務局に第3課が新設されている。第3課は、航空や航空機、航空隊の施設に関する事項を管掌した³⁸。

このような背景の下に山本は、担当教官として、日本の将来を洞察し、「我国将来の必勝戦備は航空機にある」とし、「航空軍備の確立」について講じている³⁹。この講義内容は、山本の経験や知見に基づいた「独創的研究」⁴⁰によるものだったといえよう。「軍政学」教育のありかたは、担当教官である山本に実質的に一任されていたのである。

かかる教官一任の状態は、山本担当以降もつづく。

大正14（1925）年、「軍政学」担当教官に下村正助が就任した⁴¹。下村は、当時、海大学生であった大西新蔵や高木惣吉によると、学生に「『寡を以て衆を制する』法則の如きものを聴」せるため、将棋の名人に「大コマ落ちの講演」を依頼していたという⁴²。下村は、前述の山本と同じく、学生時代に十分な「軍政学」教育を受けていないため、教育実施に際し自らの経験や知見に基づかざるをえなかった結果、このように「軍政学」教育にとって独創的な講演を依頼するにいたったと考えられる⁴³。

昭和3（1928）年12月、下村の後任に戸刈隆始が就任する。戸刈も、山本・下村と同じ理由から、自らの経験や知見に基づき、教育に臨む必要があった。下村には、海軍艦政本部員兼海軍省軍需局員という経歴があった⁴⁴。この経歴は、兵器の準備・供給や、艦船の造修用材と工場などの動員に関する実務に、戸刈が従事していたことを意味する⁴⁵。

37 田中宏巳は、山本が米国駐在中に航空機について研究したのは、当時の米国駐在武官であった上田良武大佐の薫陶があったと指摘している。駐在武官は、留学生の研究内容に深く関わっていたという。田中宏巳『山本五十六』（吉川弘文館、平成22年）72-77頁参照。

38 秦『日本陸海軍総合事典』第2版、518頁。

39 反町『人間 山本五十六』241頁。

40 同上。

41 秦『日本陸海軍総合事典』第2版、262頁；高木惣吉『自伝的日本海軍始末記—帝国海軍の内に秘められたる栄光と悲劇の事情—』（光人社、平成7年）158頁；『日本海軍史』第9巻・将官履歴（上）25頁。山本の後任である古賀峯一が、いかなる教育を実施したのかについては、史料に乏しく、判然としない。

42 引用部分は、大西新蔵『海軍生活放談—日記と共に六十五年—』（原書房、昭和54年）325-326頁。同様の証言は、高木『自伝的日本海軍始末記』98頁にもある。高木と海大同期には、のち「軍政学」担当教官となる、白石万隆や柳本柳作がいた。秦『日本陸海軍総合事典』第2版、652-653頁参照。

43 下村には、海軍省軍務局での勤務経験があった。『日本海軍史』第9巻・将官履歴（上）267頁参照。

44 同上、318-319頁。

45 海軍省軍需局は、軍需品の準備、燃料、燃料廠の事業、被服・糧食の準備などを管掌した。そのため、それと兼任していた海軍艦政本部における業務内容は、主として艦船の造修に必要な材料・原料と工場などの動員であったと考えられる。『戦史叢書 陸海軍年表 付兵語・用語の解説』519頁。

戸刈はかかる背景の下、「軍政」や「軍政学」を定義し、国家総動員や、海軍省と海軍軍令部との権限関係、そして今後の軍備整備のありかたについて講義していく。

戸刈の考える「軍政」とは、「戦争ニ対シ準備スル軍務大臣ノ関渉スル國務」であった。ゆえに、戸刈は、「軍政学」を、「如何ニシテ最モ efficiency〔能率〕ヨキ戦争準備ヲナスヘキヤ」⁴⁶、ととらえ、その教育目的として、「軍政ニ関スル基礎觀念ヲ与ヘ将来軍政管掌ノ要務ニ当リ、其ノ職ヲ執ルニ適応スヘキ素養ヲ得セシメントス」、とする⁴⁷。このように戸刈は、自らの経験や知見に基づき、「戦争準備」に特化した軍事行政に関する「素養」(=知識)の獲得を、教育目的として設定したのである。

戸刈は、昭和2(1927)年に内閣資源局が発足するまでの、「海軍ニ於ケル総動員機関」について学生たちに説明する。その上で、学生に「作業問題」として、「国家総動員中央機関」の立案を課した⁴⁸。戸刈は、自らの動員に関する実務経験と知見を踏まえ、将来学生が国家総動員準備の実務に携わることを想定し、講義だけではなく、課題の作成を通じ、国家総動員準備に関する「素養」を獲得させようとしたと考えられる。

さらに戸刈は、学生に、「作業課題」として、「統帥中央機関ノ組織」を研究の上、その改正案を立案させた。「必読書類」の中には、大本営に関する規則類だけではなく、「海軍々令部条例」や「省部事務互渉規程」もあげられている⁴⁹。

この課題が出された昭和5(1930)年3月20日は、「統帥権干犯」問題で紛糾する、ロンドン海軍軍縮条約調印の約1カ月前にあたる。この問題を契機として、海軍においては、兵力量決定について、今後海軍大臣と海軍軍令部長間で意見を一致させる、ということで決した。これは、海軍省の海軍軍令部に対する優位体制が崩壊する端緒となっていく⁵⁰。戸刈の課題は、明治建軍以来の海軍省と海軍軍令部との権限関係、換言すれば、軍政と軍令の関係が変化する前夜に出されていた。戸刈は、このような背景を踏まえ、将来海軍省の要職に勤務すると想定される学生において、海軍軍令部との権限関係に関する「素養」獲得の必要を察知していた可能性が指摘できよう。

また戸刈は、今後の軍備整備のありかたについて、次のように講じた。すなわち、

46 防衛研究所蔵「軍政」(請求記号：⑦教育、学校、学校1(海大)、185)1364。

47 防衛研究所蔵「軍政」(請求記号：⑦教育、学校、学校1(海大)、186)1546。

48 「軍政」(⑦教育、学校、学校1(海大)、185)1394-1395。この課題に対する回答として、戸刈による講義の詳細なノートを残した、学生の朝倉豊次は、戸刈の講義を踏まえ、平戦両時の「総動員業務」を、合理的に「統制運用」する方策などについて記した。「軍政」(⑦教育、学校、学校1(海大)、186)1862-1882(=学生朝倉の回答)参照。朝倉は、黒島亀人と海軍兵学校第44期の同期。最終階級は少将。

49 「軍政」(⑦教育、学校、学校1(海大)、185)1211。朝倉は、この課題に対し、まず戸刈の講義内容を踏まえて「戦争指導機関(国策樹立機関)」について論じた。つづいて、「統帥中央平時海軍機関」としての「軍令部」に論及し、平時においても、元来海軍省の管掌と認識されてきた「軍ノ建設維持補給」は、「統帥」の要求に従うべきと主張する。「軍政」(⑦教育、学校、学校1(海大)、185)1212-1231参照。

50 太田久元『戦間期の日本海軍と統帥権』(吉川弘文館、平成29年)96頁参照。

日本にとって最大の「脅威」は、英米両国の海軍力である。英米両国の海軍力は、中国が日本に戦争をしかける誘因となる。そして、英米両国が陸軍国であるソ連と「妥協」すれば、日本は「幾多ノ掣肘」を受ける⁵¹。「想定敵国」に対する海軍軍備のためには、「補助用タル陸軍々備」は「極度ニ減少スルモ不得已コトニ属ス」⁵²、と。このように戸刈は、将来海軍省の要職に勤務すると想定される学生において、英米両国の海軍力を踏まえた海軍軍備の整備に関する理論武装が、「素養」として必要と認識していた。

以上のように、坂本の引退は、目的達成の継続不能と教育のありかたの担当教官に対する一任状態をもたらした。少なくとも山本が担当教官に就任する頃には、坂本の設定した目的とその達成に必要な教授方法が失われていたのである。その上、山本・下村・戸刈は、海大学生の時、「軍政学」において十分な教育を受けていなかったため、自らの経験と知見に依拠し教育を実施しなげらなかつた。

しかし、この教官一任の状態は、「軍政学」教育に、坂本の引退から山本の教官就任までのような混沌状態をもたらしたと断定できない。むしろ山本と戸刈の「軍政学」教育においては、時代の趨勢に応じた、海軍の行政実務上の諸問題に関する「知識」を学生に獲得させることによって、学生の即戦力化に資する教育が展開していたといえよう。

(2) 教官一任の常態化

昭和8(1933)年から昭和14(1939)年の間、担当教官であった高木惣吉と白石万隆、柳本柳作は、海大同期であり、下村の「軍政学」教育を受けた世代であった⁵³。教育のありかたの担当教官に対する一任状態は、このような次世代においてもつづいていく。

高木は⁵⁴、担当教官に就任する前、海相秘書官として、ロンドン海軍軍縮条約の調印をめぐる海軍部内の動揺について見聞していた⁵⁵。昭和8(1933)年に就任後、「軍

51 「軍政」(⑦教育、学校、学校1(海大)、185)1415。

52 「軍政」(⑦教育、学校、学校1(海大)、186)1704。朝倉のノートにも、国防上必要な陸軍軍備について、「対支対露」に対する「要求ノback〔後ろ盾〕」となり、海軍の戦争遂行上必要な「補助兵力」があれば充分と記されている。「軍政」(⑦教育、学校、学校1(海大)、185)1418参照。本文では、より簡潔である教官の講義案から引用した。

53 秦『日本陸海軍総合事典』第2版、652-653頁。

54 「軍政学」担当教官は、昭和5(1930)年戸刈から杉山六蔵に、昭和8(1933)年杉山から高木惣吉へとかわった。杉山による教育をうかがえる一次史料は、管見の限り、確認できない。『日本海軍史』第9巻・将官履歴(上)319頁；秦『日本陸海軍総合事典』第2版、221、224頁；高木『自伝的日本海軍始末記』158頁参照。

55 たとえば、高木はこの当時から次のように回想している。「統帥権問題のもつれから実施部隊にあたえた悪影響が、中央で想像した以上に根深くおよび、海兵同期で航空にいった者が三、四名あった中で、航空魚雷の生みの親ともいえる小野虎太郎少佐が霞ヶ浦の飛行隊長だった。彼は、私が鞆もちになったウワサを聞いて、『大臣(財部大将)は評判が悪いゾ。いつ爆弾か、拳銃のマトにされるかわからん。気をつけろヨ』とひそかに伝言してよこした。ところが、閣議の日など総理官邸にしてみると、こんな海軍の末端ばかりでなく、陸軍の少壮階級にもただならぬ憤懣がうずまいていることなどどこ吹く風かと、泰平ムードであった」。高木『自伝的日本海軍始末記』136頁参照。

縮会議の小使役や大臣の鞆持ちぐらいの体験では心細いかぎり」であったため⁵⁶、「軍政授業の教材として」、「海軍省軍令部業務互渉規定」をめぐり、「改正要求、改正反対、双方の中心人物」であった高橋三吉(当時、軍令部次長)と井上成美(当時、海軍省軍務局第一課長)に面接、経緯を聴取している⁵⁷。そして、「海軍省軍令部業務互渉規定」について講義した⁵⁸。「海軍省軍令部業務互渉規定」とは、海軍省と軍令部の権限関係に関する規定である。海軍部内では、高木が担当教官に就任した同じ年の昭和8(1933)年にこの規定が改正され、軍令部が海軍省に対する権限を拡大していた⁵⁹。

このように高木は、自らの経験不足を自覚していたため、担当教官として、海軍の行政実務上の問題について教育を実施する上で、必要な情報を独自に収集し、教育に臨んでいたのである。

昭和11(1936)年4月、高木の後任には、白石が就任した⁶⁰。白石は、「軍政」について、「一国ノ軍備」を「経営維持」し、その他「国防」に関する事項を処理する「国務」と定義する⁶¹。そして、白石にとってこの「軍政」の目的とは、「一国ノ競争力」を最大かつ最も有効に発揮することであり、単なる「軍備ノ整備整頓充足」のみに限定すべきものではなかった⁶²。これらは一見すると、戸刈の「軍政学」および「軍政」の定義と共通点を見出せる。しかし、白石の講義内容においては、戸刈にはあった国家総動員に関する項目がない⁶³。また、「軍政研究ノ方針」として、「理論」だけではなく、海軍行政に関する「実際」についても研究することによって、戸刈の言及していない「実行力」を身につけるとした⁶⁴。白石は、戸刈の講義記録を参照した可能性があるものの、原則的に、艦政本部や海軍省軍務局などにおける自らの経験と知見に基づき、教育を

56 同上、158頁。

57 井上成美伝刊行会『井上成美』(井上成美伝刊行会、昭和48年)「資料編」92-105頁。高木によれば、「学生に対して、高橋大将曰く、井上大佐曰く、というが如き発言は厳につつしみ一言も漏していない」という。また、高木が担当した時期の34期(昭和9年11月から同11年11月)には、実松謙がいた。秦『日本陸海軍総合事典』第2版、657頁参照。

58 防衛研究所蔵「軍政学」(請求記号：⑦教育、学校、学校—1、45)348-359。

59 これと同時に制定された軍令部令などによって、海軍軍令部の「海軍」を除いた名称格上げが行われていた。また、その長官は、陸軍の参謀総長と形式的にも同格となった。秦『日本陸海軍総合事典』第2版、524頁；太田『戦間期の日本海軍と統帥権』138-173頁参照。

60 高木は、昭和11年4月、海大教官から艦政本部出仕兼軍務局員となっている(秦『日本陸海軍総合事典』第2版、224頁参照)。たしかに、白石の海大教官就任は、これより先の昭和10年11月であった(外山操・上法快男『陸海軍将官人事総覧』海軍篇(芙蓉書房、昭和56年)180頁参照)。しかし、「軍政学」(⑦教育、学校、学校—1、45)418によれば、白石が作成した「軍政講義」の印刷物の調製日は、昭和11年4月18日であった。また、「軍政学」(⑦教育、学校、学校—1、45)360によれば、「第三十四期甲種学生研究問題 六月十一日 白石教官」とある。34期は、昭和9年11月入校、昭和11年11月卒である(秦『日本陸海軍総合事典』第2版、657頁参照)。「六月」とあるから、白石が海大教官に就任した翌年の昭和11年のものと考えられる。これらを総合し、昭和11年4月に、白石が高木の「軍政学」担当教官の後任となったとした。

61 「軍政学」(⑦教育、学校、学校—1、45)425。

62 同上、426。

63 同上、419-423。

64 同上、426。

実施していたと考えられる⁶⁵。

海大教育は、昭和12(1937)年7月に勃発した日中戦争の影響により、同年12月から翌年4月まで一時中断した⁶⁶。

昭和13(1938)年12月、白石の後任となった柳本は、自らの経験を踏まえ、これまでになかった教育目的を独創していく。

柳本は、「軍政学研究ノ要領」として⁶⁷、第一に、「思考力ノ練成」をあげ、次のように説明している。「多クヲ知ルコト」は必ずしも尊ぶべきことではない。「事ニ当リ如何ニ之ヲ観察シ判断シ而シテ処理スベキ」かが、「最モ肝要」である。よって「軍政学ノ研究」は、「思考力ノ練成」を「主眼」とする。

第二は、「研究ノ徹底」である。柳本は、次のように説明した。海軍部内には、思考と処理が上滑りとなりやすい風潮がある。表向き「敏腕」らしく立ち回っているが、なんら深く考えないで、場当たりに手際よくさばいているのにすぎない。外見は必ずしも「敏腕」ではないものの、深く「思索研究」して「問題ノ根本」を把握し、「遠キ将来ヲ慮リテ」ことにあたることこそが、「真ニ尚ブベキコト」である、という。柳本には、海軍省人事局と軍務局における勤務経験があった⁶⁸。柳本はこの時の経験をもとに、「軍政学」においては「知識」の獲得ではなく、あくまで「思考力」の錬成を重要視したと考えられよう。

では、柳本は、学生の「思考力」をいかに錬成しようとしたのか。

柳本は、講義の中で、ロンドン海軍軍縮条約の調印をめぐる問題となった軍政と軍令の「境界」について、昭和8(1933)年に改正された「海軍省軍令部業務互渉規定」によって決着がついていない、と指摘する。かつて柳本は、海軍省人事局に勤務していた昭和7(1932)年2月17日の日記に、

軍令部の連中、海軍をくさすこと甚し、海軍は実に危険なる状態にあり、何とかせざるべからず。尚各自、静思の要あり。海軍は倫敦會議(ロンドン)以来、上級者に対す

65 秦『日本陸海軍総合事典』第2版、219頁。

66 同上、659頁。原剛・安岡昭男『日本陸海軍事典』コンパクト版(上)(新人物往来社、平成15年)78頁によれば、日中戦争以降、教育が不規則となり、昭和19年3月25名の甲種39期生がわずか8カ月の教程で卒業したのを最後に中断したままとなった。また、日中戦争勃発の影響により、海軍各学校の卒業式が当面見合わせとなっている。「軍務1 第127号 12. 9. 26. 卒業式に関する件」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C05110597500「公文備考 昭和12年 C 儀制 巻3」(防衛研究所)(請求記号:海軍省、公文備考、S12-50-5215) 0970-0974も併せて参照されたい。

67 防衛研究所蔵「海軍大学校第三十七期甲種学生 軍政学講義案 柳本柳作少将遺稿」(請求記号:⑦教育、学校、学校1(海大)、124) 1857-1861。「軍政学研究ノ要領」として「教官ノ立場」についても言及しているが、その内容は第一の「思考力ノ練成」と重複が多いため、本稿では割愛した。

68 秦『日本陸海軍総合事典』第2版、260頁。

る信頼感を失い、上下の精神的連繋に破綻を来し、今次の事件〔前蔵相井上準之助の狙撃事件か〕にて一層これを甚だしくせし感あり。

と記していた⁶⁹。このように軍令部をとらえていた柳本にとって、軍令部の強い希望で改正された同互渉規定は、「果シテ当ヲ得タルモノナリヤ」⁷⁰、と疑問が残るものであった。柳本は、かかる問題意識の下、軍政と軍令の「境界」について学生に「静思」させることによって、その「思考力」を錬成しようとしたのである。

さらに柳本は、日中戦争をめぐる「帝国海軍軍備ノ威力、意義、使命」について、次のように講じた⁷¹。すなわち、日中戦争勃発の要因は、もちろん多々あるが、ワシントン海軍軍縮条約によって示された、日本海軍の英米海軍に対する「劣勢率」こそが、その「根本的」なものの一つである。中国は、これによって日本が「英米ニ対シ手モ足モ出ザル状態」に陥ったと「誤解」したのである。そして、日中戦争において、日本陸軍が「思ヒ切りタル作戦」が実施できるのは、「帝国海軍ノ威力」のたまものであり、むしろその「威力」があってはじめてかかる「大陸政策ノ遂行」を可能としたといっても過言ではない、と。

かくして柳本にとって、日中戦争が陸軍中心とならざるをえない状況下で、いかに海軍の存在感を示すかは、今後の海軍軍備の整備に大きく関わる問題ととらえていたと考えられる。柳本は、海軍をとりまく状況を踏まえ、「帝国海軍軍備ノ威力、意義、使命」について学生に考えさせることによって、その「思考力」を錬成しようとしたのである。

昭和14(1939)年11月、柳本の後任に再び高木が着任した。高木の再任以降、「軍政学」における教育は、変転著しい国内外情勢、とりわけ日中戦争の長期化と太平洋戦争の

69 柳本柳作顕彰会『柳本柳作一努力の生涯をつづる一』（柳本柳作顕彰会、昭和42年）35頁。引用文中の句読点はそのまま。「二月十二日」の日記に、「伊東亀城、井上前蔵相狙撃犯人と関係あり」、とあり、欄外に「編者」の言葉として、「伊東亀城は海軍少尉、中少尉の人事を担当する彼〔柳本〕は、一入心痛す」、とある。柳本の経歴については、海軍歴史保存会『日本海軍史』第10巻・将官履歴（下）（第一法規出版、平成7年）529頁参照。

70 「海軍大学校第三十七期甲種学生 軍政学講義案 柳本柳作少将遺稿」(⑦教育、学校、学校1(海大)、124) 1960-1961(引用部分)。

71 同上、2156、2163。

勃発の影響から断続的となる⁷²。そのため、柳本は、教育を通して実施できた最後の「軍政学」担当教官となった。海大は、甲種39期生を最後に、昭和19（1944）年3月、実質的な廃校を迎える⁷³。

以上のように、教育のありかたの担当教官に対する一任状態は、高木・白石・柳本といった次世代においても、坂本の引退から山本の教官就任までのような混沌状態をもたらしたと断定できない。むしろ、海軍の行政実務上の現実問題に関する学修や、「実行力」「思考力」の錬成といった、学生の即戦力化に資する教育が展開されていたのである。

おわりに

本稿の問いは、「軍政学」の目的達成の継続が、いついかなる理由によって不能に陥ったのか、継続不能に陥った後の「軍政学」教育がいかなる状態となったのか、であった。最後に、本稿の内容を総括した上で、この問いに答えていく。

坂本は、海軍将校の「二大要務」を念頭に、新たな海大の「教科」を「戦術戦略」と「軍務軍政」に大別する。「軍政学」は、「戦術戦略」と並列した「軍務軍政」の新科目として創設された。

坂本は、「軍政学」の教育目的を、憲法とその規定に基づいた陸海軍の組織制度・会計事務に関する「知識」の獲得、と設定する。さらに、その達成に必要な教授方法を、あくまで軍事行政を中心にすえ、この関連範囲で憲法や国家経済の原則について教授するように設定した。この教授方法による目的達成は、坂本の指導下で、「軍政学」担当教官として相応の「知識」をもった教官の就任によって、明治末年まで継続している。

しかし、坂本の引退は、目的達成の継続不能と、教育のありかたの担当教官に対する一任状態を生じさせた。少なくとも山本が担当教官に就任する頃には、坂本の設定した目的とその達成に必要な教授方法が失われていたのである。その上、担当教官の

72 高木は、着任翌年の7月、「軍政学改正指導方針案」を作製している（防衛研究所蔵「軍政学改正 指導方針案 昭和15年7月7日」（請求記号：⑦教育、全般、263））。しかし、その1カ月後、「急に人事局から、教務をうちきって本省に帰れる準備をするよう」いわれ、「軍務局と海大とを行ったり来たり」したあげく、海大教官から海軍省「調査課長」に異動した（高木『自伝的日本海軍始末記』289-291頁）。高木の後任である千田金二は、外山『陸海軍将官人事総覧』海軍篇の202頁によれば、15年11月「首里丸」砲艦長に就任、16年9月「鹿島」艦長を経て、太平洋戦争開戦後の17年9月に海大教官となっている。その後、18年11月海軍少将に進級、19年3月海南警備府参謀長に就任した。千田が着任するまでの間、昭和15年5月入校の甲種38期生は、わずか半年後に途中退校していた（秦『日本陸海軍総合事典』第2版、659頁）。千田の作成した教科書としては、防衛研究所蔵「昭和十九年二月 軍政序説（案）」（請求記号：①中央、軍政、15）がある。

73 秦『日本陸海軍総合事典』第2版、660頁。

山本・下村・戸刈は、海大学生の時、「軍政学」において十分な教育を受けていなかったため、自らの経験と知見に依拠し教育を実施しなければならなかった。

しかし、この教官一任の状態は、教育を通して実施できた最後の「軍政学」担当教官となった柳本まで、「軍政学」教育に、坂本の引退から山本の教官就任までのような混沌状態をもたらしたと断定できない。むしろ、学生の即戦力化に資する教育が展開されていた。山本・戸刈・高木・柳本の「軍政学」教育においては、海軍の直面する行政実務上の現実問題について学修させている。さらに、白石・柳本は、学生の「実行力」「思考力」の錬成を目指していた。

以上のように、「軍政学」の教育目的の達成は、それに必要な教授方法に関する知見が坂本個人に属し、組織的に共有・蓄積されていなかったため、坂本の引退とともに継続不能に陥ったのである。これ以降の「軍政学」は、各担当教官の経験と知見によって教育のありかたが変化していたゆえ、不安定である一方で画一的なものとはならず、時代の趨勢に応じた、海軍の行政実務における学生の即戦力化に資する教育の展開もみられたといえよう。

(防衛研究所)